

第3編 行政一般〔大雪消防組合審理員の任用等に関する規程〕

○大雪消防組合審理員の任用等に関する  
規程

〔令和3年2月10日〕  
訓令第1号

(趣旨)

**第1条** この規程は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条に規定する審理員の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において、「審理員」とは、行政不服審査法第2章第3節に規定する審理手続（同章第1節に規定する手続を含む。）の業務を行う者をいう。

(任用)

**第3条** 審理員は、弁護士又は前条の業務を遂行するために必要な知識、技能及び経験を有する者のうちから、管理者が任用するものとする。

(身分)

**第4条** 審理員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤の職員とする。

(報酬及び費用弁償)

**第5条** 審理員の報酬及び費用弁償の支給については、大雪消防組合議会の議員及び非常勤特別職職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和48年大雪消防組合条例第7号）第5条の規定によるものとする。

(秘密を守る義務)

**第6条** 審理員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

**第7条** 審理員の任期は、管理者が別に定めるものとする。ただし、再任することができる。

(その他)

**第8条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年2月10日から施行する。

(～480)